

令和 9 年度

公営児童クラブ加入申込み（通年・夏休み限定）について

申込み期間：令和 8 年 1 1 月 2 日（月）～1 1 月 3 0 日（月）

公営児童クラブでは、通年利用を目的とする「**通年児童クラブ**」と、夏休み期間のみの利用を目的とする「**夏休み限定児童クラブ**」の申込み受付を、令和 8 年 1 1 月に行います。「**通年児童クラブ**」と「**夏休み限定児童クラブ**」の両方に申し込むことはできません。

【「通年児童クラブ」「夏休み限定児童クラブ」共通事項】

- 1 就労による加入要件は、勤務終了時間が 15 時以降で、1 日 4 時間以上、平日週 3 日以上、月 12 日以上勤務であること、その他の理由の場合も含め、同居する直系親族で 65 歳未満の方（令和 9 年 4 月 1 日時点）が対象となります。
- 2 開所時間内に、原則保護者等成人の方の送り（学校休業日のみ）・迎えを**クラブ室入口まで**お願いします。迎えは、必ず児童クラブ終了時刻（19 時。ただし、18 時以降は延長料金が必要）までをお願いします。
学校休業日の入室は、7 時 45 分（土曜日は 7 時 30 分※通年児童クラブのみ）からです。
- 3 延長利用については、別途申込書が必要です。
- 4 クラブ利用開始前に、スポーツ安全保険（年額 800 円の予定）への加入が必要です。
- 5 施設の状況などから申込者全員の受入れができない場合もあります。
※学年が下の児童から受入れをします。
※申し込み状況によっては、クラブ開設場所等の変更があります。
- 6 加入申込期間（令和 8 年 11 月 30 日）を過ぎたあとに、「**通年児童クラブ**」と「**夏休み限定児童クラブ**」の申込区分の変更をする場合、申込期間終了後の受付対応となります。
- 7 就労証明書の事業所記入欄は必ず就労先の事業所が記入してください。個人（保護者）による記入と見受けられる場合は、事業所へ事実確認をします。
- 8 今後内容が変更になることもあります。

－裏面あり－

【 通年児童クラブ 】

- 1 通年児童クラブは、令和9年4月から1年を通して利用される方が対象です。
1か月間、児童クラブの利用がなくても、原則在籍している場合はクラブ費が発生します。例外として、正当な理由で欠席届を出していただいた場合には、クラブ費は発生しません。
- 2 受入れの可否は、令和9年2月中旬頃までに各児童クラブから連絡しますが、申込者多数などの事由で判定に時間がかかり、連絡が遅れる場合もあります。
市からの加入承認通知書は令和9年4月1日付けで交付します。
- 3 土曜日については、数クラブの児童を1か所の拠点クラブに集めて受入れます。
- 4 校区内に第一・第二など複数の公営児童クラブがある場合、児童のクラブ振り分けについては、地域教育推進室で行います。
- 5 校区外通学をしている児童は、校区外通学要件により児童クラブを利用できない場合があります。
※校区外通学となる場合は、加入申込時に必ず児童クラブ支援員へお声かけください。

【 夏休み限定児童クラブ 】

実施場所（予定）

- ①玉川小 2クラブ ②二川小 ③天伯小 2クラブ ④青陵中 2クラブ（牛川校区）
⑤青少年センター（汐田校区） ※ 研修棟4階、エレベーターはございません。
⑥南部窓口センター（福岡校区）

※ 場所によっては、民間事業者に運営を委託するクラブがあります。

- 1 夏休み期間中の平日のみ、市内6校区9か所の拠点開設を予定しております。
- 2 加入申込は、第3希望まで選択してください。第1希望のみであった場合、他校区への希望はないものとし、他校区へのご案内・調整はいたしません。
- 3 加入申し込みは、地域教育推進室 HP から電子申請にて行ってください。
- 4 令和9年4月初旬に、就労証明書の提出依頼を郵送にて行います。就労証明書は、「最寄りの公営児童クラブ」または、「地域教育推進室」へご提出ください。令和9年度中に提出いただいた就労証明書を有効な書類として取り扱います。
- 5 加入可否の通知は、就労証明書等の審査を経て、令和9年6月頃を予定しております。



夏休み児童クラブ加入申込み